

秋田県告示第298号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域並びにまだら本州日本海北部系群に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群漁業	現行水準（目安数量475トン）

2 ずわいがに日本海系群B海域

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
22トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業	22トン

3 まだら本州日本海北部系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
3,260トンの内数

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まだら本州日本海北部系群漁業	3,260トンの内数